

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

後期高齢者医療制度に2割負担が導入されます

2022年（令和4年）10月1日より、一定以上の収入がある75歳以上の高齢者の医療費について、窓口負担が1割から2割に引き上げられます。

新たな制度では、現役並み所得者を除き、単身で年収200万円以上、夫婦で年収計320万円以上の世帯は2割負担となります。

世帯の窓口負担割合が2割の対象になるかどうかは、75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します（下の一覧表をご参照ください）。

年金収入+その他の合計所得金額	自己負担割合（現状）	自己負担割合（改正後）
200万円未満 （世帯内に後期高齢者が2人以上の場合は320万円未満）	1割	1割
200万円以上383万円未満 （世帯内に後期高齢者が2人以上の場合は320万円以上520万円未満）	1割	2割
383万円以上 ※現役並み所得者 （世帯内に後期高齢者が2人以上の場合は520万円以上）	3割	3割

（出典）厚生労働省「後期高齢者の窓口負担割合の見直しについて」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000720039.pdf>

2割負担の対象になるかどうかは、2021年中の所得をもとに、一般的には2022年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証が送られてくる予定です。保険証は毎年8月に向けて更新されます。今回の窓口負担割合が見直しされることに伴い令和4年は保険証が2回交付になります。

◀窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります▶

- 2022年10月1日の施行後3年間（2025年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き下げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻しとなります。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは…

「北海道後期高齢者医療広域連合」（電話011-290-5601）
または市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の

陽性判明から療養までの流れが変更になりました

今までは、PCR 検査後、医療機関などから陽性の連絡があったら、保健所から療養に関わる連絡が来るのを待つ形でした。

これからは、「陽性と診断された方に滞りなく療養の方針をお伝えし、重症化リスクのある方を速やかに医療につなげる」ことを目的に以下のような新たな流れに変更となりました。

《医療機関などから陽性の連絡があったら》

① 「陽性者療養判定サイト」にご自身で情報を登録

登録内容

◎本人情報 ◎健康状態 など

札幌市 療養判定 申請 検索



ホームページが見られないなど、ご自身での登録が困難な場合は陽性者療養判定サイト代行入力コールセンター
☎350-5574へ

② 療養方法が判定される

自宅療養

保健所かご自身によるスマートフォンアプリや電話を使った健康観察を行います。体調悪化時には、判定時にお伝えする「陽性者サポートセンター」に電話での相談が可能です

宿泊療養か入院療養

症状が重い方や、重症化リスクのある方には保健所が電話で聞き取りを行い、宿泊療養か入院療養を案内します
※自宅療養となる場合あり

(広報さっぽろ 2022 年 5 月号より抜粋／掲載情報は 4 月 18 日現在。)

**今年の夏も引き続き、「感染症予防」+「熱中症予防」にしっかり取り組んでいきましょう！
発熱などの心配な症状があるときは、「かかりつけ医」や「救急安心センターさっぽろ
(☎ #7119 / 24時間対応)」に相談し、するべき対応を確認の上、感染拡大を防ぐ行動
が大切です！**

「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと…
などありましたら、お声をおかけください。

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

(西岡病院 電話:011-853-8322 相談対応時間:月~金 9時~17時 土:9時~12時)

☆新しくソーシャルワーカーが入職しました！☆

4月より、

北川 美羽(きたがわ みう) 前川 美奈(まえかわ みな)の2名が入職いたしました。

4名で相談対応させていただきます

⇒医療ソーシャルワーカー:横田、田附(たつき)、北川、前川

※相談の際はアクリルパーテーション等の感染対策を行い対応させていただきます